# 大庄屋文書から見た酒田の世相(九)

須藤 良弘

たものである。 内町組大庄屋・伊東家と米屋町組大庄屋・野附家の文書 ( 酒田市立光丘文庫所蔵 ) からで、句読点は筆者が付け加え

#### 、酒田湊と川船

それをめぐっての多くの問題や事件等も発生した。次のイ、ロ、ハは伊東家文書『貞享二年乙丑十二月より宝暦十三未 年迄之内池田家御用帳之内より書抜』からで、二は野附家文書の宝暦十二年 ( 一七六二) よりの『諸御用控帳』からで 酒田湊には諸国から多くの海船が入港する。海船からの荷下ろしや荷積み、その荷物の輸送に多くの川船が使われた。

て、三十六人衆年寄の加々屋与助・鐙屋、酒田町組大庄屋の栗林・渡邊、 元禄十年丑 (一六九七) 二月十二日、 酒田町の玉屋長右衛門や加々屋太郎右衛門等問屋六十一名が 内町組大庄屋伊東・斎藤、 米屋町組大庄屋池 惣連印

ある。

田・野附に、次の「一札差上申事」が出された。

方江相断 川之内、 船雇可申候、 上荷船 ・沖瀬取船・鶴ケ岡、 諸事滞無御座候樣、 順番二被仰付候、 役人方江相對可仕候、 自今已後、 尤前日より入用相知申候分者、 上荷・瀬取船・鶴ケ岡登船入用之時分者、 前日二断可申候 () ()以

下略)」。

達は今後、 経て鶴岡登りで荷物を運ぶ川船に支障をきたしたものと思われる。 問屋達の商品輸送のための川船使用により、 船が入用の場合は役人に相談するというものである。 海船から荷物の積み降ろしに従事する上荷船や沖瀬取船、 そのため、 川船を順番に使うことを命じられ、 港から赤川 問屋 を

ることがあれば、 申様成儀仕候八八、 これを受けた年寄・大庄屋は同日、 申し上げるというものである。 **僉儀之上、可申上候、** 御町奉行所に、 以上 を提出した。 「前書之通、 大庄屋達が集まり、 拙者共打寄、 吟味仕候、 問屋達がたくらんで、 自然問屋共相工、 順番送りを破 順 破り

組頭」、 町組庄次郎等四人の 十五人、さらに内町三十五人、片町五十二人等九つの町、二百三十九人の「小船持」、 同月日に、 松兵衛等六人の「船持頭」、 川船の船頭と思われる染屋小路新四郎等六人、 「小船組頭」、 仙助と長右衛門の 新兵衛等六人の「上荷役人」、 船肝煎、 利右衛門小路九兵衛等十一人、その他二十の町の総計百五 小右衛門と彦作の 五郎兵衛と弥七郎の 船荷指」、 内町組九郎左衛門等七人と米屋 鶴岡船荷指 又右衛門等三人の から次ぎの 船

申上 一、川之内、 船頭・水主共二難有奉存候、 上荷船・瀬取船並鶴岡登荷物大小之川舟、 依之、 手閊為致申間敷旨、 順番願申上候處二、 品々被仰付、 奉得其意、 奉願候通、 舟仲間申合、 今度被仰付、 少茂遅々仕申間敷 惣船持 者不及 札差上申事」が年寄・大庄屋に出された。

沖瀬取船積口、 庄内米五人乗百八拾俵、 四人乗百四拾四俵、 三人乗百八俵、 御定之通積可申候、 海船之船頭望二

峺 不足積申候八八、 運賃定之通可申請候、 若川船之者共致勝手、 積口不足仕候八八、 米数勘定次第二俵掛り二運賃可

申受候

成儀仕、 川之内、 俵物濡損仕候八八、 上荷船・沖瀬取船共二臺木等入念可申候、 弁可申候、但破損儀、 俄雨之儀者格別之儀御座候 勿論、 右船、 水主・船頭二老人・若輩者出し申間敷候、 麁相

も御恨二奉及間敷候以上 手閊無御座候樣二急度相勤可申候、 若、 滞申儀も御座候八八、 何時成共、 順番相止候樣二被仰付候共、 少

ŧ どを守り、 も少しも恨むことはないというものである。 損した場合以外に、 順番を守り、決して運送がつかえたり、遅れたりしない事。 俵数に応じての運賃にする。 海船の船頭に積数を少なく頼まれても規定の賃銭を受け取るし、 俵物が濡れて損害を受けた時は弁償する。以上、運送が滞るようなことになり、 上荷船・瀬取船とも船体に念を入れ、船には老人や若輩者を雇わない。 船の米積みは、船頭・水主五人乗りの場合は百八十俵な 川船の者共が勝手に積数を不足して 順番が廃止されて にわか雨で破

自然滞申儀御座候八八、 ようなことがあった場合は、吟味の上、 これを受けた年寄・大庄屋八名は同月日、 立合吟味之上、 荷物順番送りを廃止するというものである。 何時成共申上候間、 御町奉行所に、「前書之通、 為相止可申候已上」を提出した。 拙者共打寄、手閊無御座候樣二為相勤可申候 川船関係者が仕事が滞る

町の年寄・大庄屋八名に、次ぎの「乍恐以書付奉願候事」が出された。なお、無玉船は一人乗りの川船である 組頭・大船荷指・船組頭・上荷役人」、「吟味役人」の佐藤利兵衛・二木庄兵衛・鈴木市郎兵衛・鈴木九左衛門から酒田 Ú 元禄十七年申 ( 一七○四 ) 三月二十一日、「大小惣川船持仲間・無玉船差役人・無玉船組頭・無玉船荷指・大船

両年以来、

雇てんま仕送申候由、

承申候得共、慥成儀も見届不申候二付、只今迄不申上候、然ル處、

先月末二罷成

少々之分ハ、本船之てんま壱艘斗二而、

海船積荷物、

又上方より積参候荷物、

送り申候分八其通り二仕罷在候所二、 (21) 大庄屋文書から見た酒田の世相(九)

塩大分二参、方々へ上り申候得共、 上荷船一圓雇不申候二付、 迷惑二御座候、 川船之者共方々かけ廻、 見届申候處二、

本船壱艘江てんま四、

五艘宛雇船仕送り申候

け回って見たところ、 が先月末、大量の塩がほうぼうに陸揚げされたが、上荷船は全然雇われなかった。それで迷惑している川船の者共がか 二年前から雇いてんま船で運んでいるといううわさを聞いていたが、見届けることもできず申し上げなかった。ところ 海船や上方から来た積み荷が少々であれば、 本船一艘あたりてんま船を四、 本船に積まれているてんま船一艘だけに運送を認めていた。 五艘ずつ雇っていた。 しかしー、

候由、 し停止被仰付候、 り必至と相留、 ケ様二仕候而者、 御定被下候段、 當所川船雇申候樣二被仰付被下度旨、 相背、 承知仕、大小之船持者不及申上、大勢之船水主まて難有奉存候以上」。 末々上荷船雇申者無御座、 脇てんま雇送り荷物申者御座候八八、 當所川舟之所作旅船二被奪、 去年中願申上候所二、 其船宿並海船共方より、 被為聞分、 迷惑至極二御座候、 此末、 為過料金三両宛六両出させ可申 本船之てんま壱艘之外出 自今已後、てんま送

の過料金を取ることになったというものである。 たものである。 しく禁止し、酒田の川船を雇うように願い出、去年、これが聞き届けられ、 このようなことでは今後、上荷船を雇う海船がなくなり、 又このような事が起きたが、 違反し、 外からてんま船を雇った場合、 酒田湊の川船の仕事は他国の船に奪われるので、これを厳 本船一艘あたりてんま船一艘だけ認められ 海船と船宿に三両ずつ計六両

る舟、 行所へ「舟肝煎書上ケ申候控」からの「御役舟之覚」である 幕府の年貢米である御城米の積み取りなどをする船もある。 酒田湊内には、 商い荷物運送以外にも多くの川舟が行き来している。 次は貞享三寅年 (一六八六)十二月三十日 年貢米の輸送や普請など庄内藩の仕事をす 御町奉

同断三人乗 一、四百五拾壱艘 同 百弐拾壱艘 御役舟 鶴岡同役方へ五人乗 内 百拾五艘 御城米瀬取舟五人乗 同 九艘 同断四人乗 同 九艘 同 同断四人乗 百三拾四 艘 同 同断三人乗 六拾五艘

同、八艘 同断弐人乗

罷出申候

此舟数四百弐拾艘

但一日二壱艘之積り

小以弐千三百八拾六艘

艘 御米置塲御普請所へ罷出申候 弐千五拾艘 壱人乗 寅 ノ御役舟 囘 百艘 内 御城廻り御普請所へ罷出申候 千五百四拾壱艘 上川原御普請所へ罷出申候 囘 八拾四艘 鶴岡 同 藤島 三百弐拾五 ・横山へ

介罷出不申候二付、 評議之上、左之趣申上候處、 御役所へ指紙申請二差出候處、 ら出港する幕府領の年貢米を運ぶ御城米御雇船に米を運ぶ瀬取舟の船乗りの賃銭支払い条件と金額が記されてい 「一、未五月二日、 次は宝暦十三年未(一七六三)五月二日の「御城米並御雇船出船之節川舟水主賃銭定書之覚」である。 又右衛門へ申渡候」 御城米御雇船出船二付、 御呼出被成候二付、 何分三日仲間致沙汰、 罷成候瀬取川舟乗水主賃銭、 同四日船組頭又右衛門、 申上候樣二被仰付候二付、 濱見分小屋へ召呼、 濱出役見届之上書上ケ、 同三日御役所へ當番・ 左之趣申渡候、 船きも入専介相添、 非番共二打寄 酒田湊か 船肝 煎專

認を受け、 屋が検討の上、差し出すようにいわれた。三日に御役所に月番も非番の者も集まり、 取川舟船乗りの賃銭について、 四日に浜見分小屋に船組頭又右衛門を呼び、 浜出役の見届書を五月二日に船肝煎専介が御役所に差し出したところ、 次のように申し渡した。 船肝煎は来なかっ 評議をし、 提出した。 年寄 役所から承 大庄

御城米御雇船出船二罷出候瀬取舟、 朝立、 御囲前、 又八川之内二而相止、 乗戻り之砌八、

九ツ時より米瀬取積相止候節八、 朝五ツ時より九ツ時迄天気見合、 丸賃銭百文二被仰付候」。 相止候節八、 米瀬取候而も、 瀬取不申候而も半賃銭五拾文二被仰付候

Ш 瀬取りをしても、 の Ш .囲とは幕府領の年貢米を一時的に保管する御米置場 ( 瑞賢蔵 ) のことで、瀬取舟が朝に出てきて、 内におっても、 しなくても半分の賃銭五十文。 瀬取しないで戻った場合は無賃銭。 午後になってから米の瀬取積みが中止になった場合は一日分の百文。 朝 八時頃から午前中、 天気のため中止となっ た場合は、 御囲の前や最上

# 一、商品の直取引の禁止

酒田御町中」 次の 覚 に出されたものである。 は宝永七年寅 (一七一〇)四月、 海船や他国商人との直接取引する問題である。 池田吉兵衛・上林七郎左衛門等九人の年寄・大庄屋から 惣問屋中 惣

必ず守るように である。 宮野浦に停泊している海船と品物の直接売買が行われていると聞いているが、 何方二而も湊作法二無之儀二候間、 それで町中に禁止するよう申し付けたいと役所に願い出たところ、 先日申談候通、 當年宮之浦方二海船居申候二付、 急度御町中江申付度由御断申上候處、古来作法之通、 海船二而、 直賣買有之樣相聞、 前々からの仕来りを仰せ付けられたので、 直売買はどこの港の仕来りにもないこと 被仰付候間、堅相守可被申候」。 問屋江付不申、 直賣買之儀

により商売をすること。 問屋以外の酒田の者は、 一、問屋之外御當地之者、 他国からの旅人と穀類や品物類の直売買を前からの仕来りのようにしないで、 旅人江穀類・諸色共二直賣買、 古来之通仕間敷候、 宿取次を以、 前之通商賣可仕候」。 船宿の取り次ぎ

諸色、 所に申し上げ、 候ハハ、 「一、他所御蔵米者勿論、 米以外の穀類・品物類は諸国商人も地元商人も直売買しないで、船宿取り次ぎですること。違反した場合は奉行 旅人直賣買在之候樣及承候、 御役所江申上、急度可被申付候」。他所の御蔵米 (諸藩の売り払い米) は勿論であるが、 処分するというものである。 古来作法之通、 古来湊作法二相違申候間、 御蔵元取次二而賣買致、 (野附家文書 『諸御用控帳』 前之通宿取次を以、 猥無之樣可仕候、 賣買可被致候、 椞 諸国商人・地 米は御蔵元が取り次 萬一 商人共、 相背候者在之 穀類

### 三、たばこ作り禁令

りの半分には土地相応の穀類を植えることとした。 五午年 (一七〇二) にはさらに作付を緩和し、前年十四巳年までの本田畑に、その半分までは作付けは許可するが、残 十九年 (一六四二) になると、禁止を緩和する形で、年貢の対象となる本田畑だけへの作付け禁止令を出した。 たばこの売買・作付け禁止令は慶長十七年 (一六一二) に出されたが、喫煙の習慣は全国的に広まった。 たばこ作り禁令については、この研究論集九号の「六、江戸の情報」に若干触れているが、ここで全文紹介したい。 幕府は寛永 元禄十

いないが、今後、出てきた場合は申し上げると、年寄・大庄屋九名から御町奉行所に出されたものである。(伊東家文書 経過を述べ、禁令の度重なる変更に、とまどっているのが感じとられる。酒田では前々からたばこ作りをしている者は 次の宝永元年申 ( 一七〇四 ) の「覚」は、酒田でも幕府の命を受け、本田畑へのたばこ作付けの禁止と、その緩和の

前記の貞享二年よりの『書抜』)

得其意 未之年之通、去々年午之年迄作り候高二半分作り、残り半分之所者、土地相應之穀類可作之由、御書出ヲ以被仰付、 触被仰付候二付、 一今度御書出、 為其、 當御町中へ承届申候所二、 拙者共連判書付差上申候以上」。 酒田御町中本家並名子・借宅之者迄、急度申渡候、然ル處、又候今度當申之年、 本田畑二前々より多葉粉作り申間敷候由、 酒田御町中たはこ作り申候者、無御座候、若、此末たはこ作り候者御座候ハハ、 被仰付候、去未 (元禄十六年)暮中、 たはこ作り之儀、 江戸御書出を以、 去 奉 御 可

## 四、火災をめぐって

馬町 いてはわからないが、 1 '・南蔵院小路・下中町等四一三軒を焼失する。観音堂も焼ける。( 野附文書)」。 この年表で引用した野附文書につ 『酒田市史年表』の宝暦十二年 (一七六二) に、「九月十三日地震による家屋倒壊のため、 野附文書の宝暦十二年よりの 『諸御用控帳』ではかなり異なる。 観音小路から出火、伝

Ιţ されていない 次に全文を紹介するが、火元は観音小路の清三郎後家の家で、焼失戸数四百十二、観音堂は残る。 九月十五日とし、二度あったが、終わりは身体に感じないほどであったと簡単に記し、 地震が原因の火災とは記述 特に地震について

十五日二、於て御役所、 一、今町両側半分程、但観音堂残ル 「宝暦十二年午九月十三日、 一、持地院小路 一、傳馬町不残 御吟味被仰付候、火元観音小路清三郎と申者後家」。 家数,四百拾弐軒、 一、肝煎小路不残 観音小路より出火、其節類焼之町数之覚 一、寺町銅や佐七邊迄 内弐軒町離 一、秋田町東片側 右者、昼八ツ時より出火いたし、暮六ツ半時迄類焼有之候 一、町離町弐軒 一、下中町弐丁余 一、下内匠町弐丁程 \_ 一、南蔵院小路不残 観音小路 一、上臺町東側不残類焼 荒町四、 一、粕谷小 五

「宝暦十二年午九月十五日昼七ツ時分地震、七半時地震、 右両度共二終不覚程之地震二御座候」。

山王堂町五郎右衛門の稲小屋からの出火で、被害は記されていないが、

放火によるとしている。

宝暦十三年、

は足軽目附・同心・大庄屋・肝煎 火の原因に放火というのが多く見られるが、失火の責任回避のためと思われる。処分は謹慎である。奉行所での吟味に ・書役・小使が出席している。 奉行中田七郎兵衛の時のことである。

未十一月廿六日之夜七ツ時前、 山王堂町五郎右衛門裏稲小屋より致出火候ニ付、吟味被仰付候、御吟味之上、 付火

之趣申上候、 御同心杉原新蔵・村上徳兵衛、 依之、 五郎右衛門慎被仰付候、 野附圓太、 御吟味之節、 肝煎久右衛門、 御役所へ御出席之御役人、御足軽目附山口角平次 書役甚蔵、 小使源治、 右何れも相詰候、 中田七郎兵衛 ・小久保彦

樣御勤之節」。(野附家文書『諸御用控帳』)

野附・池田の 宝暦十四年申正月二十九日、 「御両所殿」に出された注進書である。 八軒町にある荒瀬郷の代家守伊五郎からの出火の扣と肝煎半兵衛から内町組大庄屋

被仰付候扣 「正月廿九日之夜、 依之御注進申上候以上」。 御注進申上候 荒瀬代家守伊五郎裏小屋より出火仕候而、 今夜五ツ半時頃、 拙者支配八軒町荒瀬代家守伊五郎と申者家裏二有之候小屋より出火仕 本家・小屋共二焼失仕候、 翌卅日御役所二而 御 吟味

右者伊五郎家内、 六久兵衛女房 伊五郎についての次の「家内付」 同六才同人子幸八 如此二御座候」。 が出された。「八軒町火元 同四オ同字八 同弐才同娘みよ 年七十三伊五郎 同二十三同人召仕又右衛門 同四十三同人倅久兵衛 同二十三同下女なつ 病気同三十

松兵衛 善五郎 御吟味罷出候者之扣 五人組久助 朝五ツ之中頃二相詰、 向家十左衛門・五郎右衛門・伊之介 八軒町火元伊五郎 夜九ツ半頃二引取申候」。(野附家文書『諸御用控帳』) 同人倅久兵衛 自身番十左衛門・五郎右衛門・源十郎 病気久兵衛女房 同人召仕又兵衛 辻番傳三郎 同下女なつ 敲番 東隣

叩きながら夜回りする番人と思われる。 三十日に吟味が行われ、 午前九時より翌日午前一時まで行われたようである。 奉行所に呼び出されたそれぞれの口書、 敲番とは火の用心のために、 注進書、本家と小屋の絵図(家續書 拍子木を

などが提出されている

#### 五、世相あれこれ

宮海村に隣接する小湊村の渡し場から追い帰しである。 分が行われた。 方々語り仕候由」で、二月七日までの善五郎の所在確認が行われ、八日に「御町廻衆・御同心衆」より次ぎのような処 貞享四年卯 (一六八七) 二月、 騙りの内容はわからないが、 遊佐郷宮野内組宮海村の善五郎の語り (騙り)事件である。「宮海村善五郎と申者 微罪と思われ、 今後も酒田に来て騙りをした場合は厳罰にするが、今回は

迄送せ、 渡し守二堅申付帰り申候」。(伊東家文書『~池田家御用帳~書抜』) 此方へ参、 語仕候八八、 見当次第、 急度可申付よし吉兵衛宅ニ而堅申渡し、 久七・五人組と相添、 小湊渡り

米屋町組大庄屋・野附家との縁組成立の経過である。 宝暦十二年(一七六二)、代々大庄屋役を勤め、 当時総代名主であった幕府領の千川原村金古(金子)家と酒田

何之指障無之候間、 拙者娘とよと申者、 五月二十一日 丸岡御料の金古喜太郎より野附と同役の米屋町組大庄屋池田吉兵衛様に縁組仲立ちの依頼書状、「~ 當年拾五歳二罷成候、 圓太方より願出候ハハ、 御同役野附圓太事、 宜敷御取繕可被下候~」。 内縁在之候二付、 娘二取向申度段相談いたし候、 於此方、

同年午六月、 野附圓太の「使」池田吉兵衛から御町奉行所の中田七郎兵衛様に次ぎの「乍恐書付を以奉願候」 が出さ

れた。

度奉存候以上」。

野附圓治所へ縁組仕、 「丸岡御料千川原村金古喜太郎儀、 引取申度奉存候処、 兼而拙者縁者二御座候処、 千川原村名主所より之書状壱通・寺證文指上申候、 右喜太郎娘當年拾五歳二罷成候、 奉願候通、 依之奉願候、 被仰付被下置 拙者伜

午六月、「大山御料余目村 代々禅宗二而、 拙寺旦那二紛無御座候、 禅宗宝護寺」より「宗旨御役所」への 此末他領へ縁付、宗旨替仕候共、 「寺證文之事 構無御座候」。 丸岡御料千川原村金古喜太郎娘

候所被仰付、同九月引取申候 なった。「一、禅宗天正寺 翌十三年未八月、 野附圓太・池田吉兵衛より宗旨御役所に次ぎの「覚」が提出された。 野附圓太伜圓治妻 右之通御料より縁組仕候間、 右圓治妻大山御料千川原村金古喜太郎娘二御座候、 申上候以上」。(野附家文書『諸御用控帳』) とよは酒田の天正寺の檀家と 去年六月、 奉願

た重助と重蔵の代わりに、仁兵衛が跡役となった。その支度金を六年賦での御町用金からの拝借願いである。 宝暦十三年、どのような勤方をしたのかわからないが、 奉行所から聞かれ、 勤方が悪いとして目明役を取上られ

仰付證文之覚」。 役御取上ケ被仰付候ニ付、 覚 未四月十九日目明役御取上ケ被仰付候 跡役米や町仁兵衛江未ノ四月廿日二被仰付候、 傳馬町重助・船場丁重蔵、 依之、為支度金、 勤方不宜趣、 金壱両弐歩、 於御奉行所二及御聞 六年賦拝借被 目明

き届けられた 出された。 未四月、仁兵衛と三十六人衆年寄役上林、 なお、 お願いの日は山王祭礼で、三人はいそがしかったことから、野附圓太一人だけが申し上げ、 三町組大庄屋栗林・ 伊東・野附の五人から御町奉行所中田に次の 願いは聞 覚 が

郎兵衛樣御勤之節、 一、金壱両弐歩 當未ノ暮より子ノ年迄六年賦、壱ケ年壱歩ツツ急度上納可仕候間、 · た 廿一日二八山王祭礼二付、 右者拙者儀、 當分目明役被仰付候二付、支度為入用、御町用金之内より拝借被仰付、 外仲間取込居候由二而、 委細圓太壱人二而、 相渡申候樣、 御末書可被成下候」。 申上候所、 無相違被仰 「中田七 難有仕合

は夜通しで鶴岡に向かっている。三月三日に「御礼日」とあるが、同年同月日藩では七十歳以上の男女に米二千俵余を 宝暦十四年 (一七六四) 酒田町奉行が中田七郎兵衛から金井男四郎に替わった。 急な人事異動のようで、 中田

付候」。(野附家文書『諸御用控帳』)

林等六名から三月六日に祝儀が献上された。 下賜してい .る (酒井世紀)。 その日、 中田は普請奉行に任命されてい 祝儀の「七嶋」 はわからない。 ಶ್ಠ 中田には酒田・ なお、三十六人衆からの祝儀は 内町 米屋町 三組 の大庄屋栗 塩引二尺

御樽壹荷、

但三升入塗樽」である(三十六人衆御用帳

七郎兵衛様へ為御祝儀、 御礼日二、於御城、 | 宝暦十四年申三月朔日之夜四ツ時、 七郎兵衛樣御普請奉行御役被蒙仰、 左之通 (名前略) 六人之方より差上申候 急二御町奉行中田七郎兵衛様鶴岡表より御用申来、 爰許御町奉行御役、 御祝儀 同日於御城、 七嶋 金井男四郎様被蒙仰候、 拾五枚 夜通し二御登被成、 御樽肴 三日之

消料より一両ずつの褒美、 七郎兵衛は祝儀に礼を述べ、 さらに家老からも褒美があると次のように伝えている。 献上者がよく勤めていることを家老にも申し上げたところ、 年寄・大庄屋九人に御 町火

便に 始末支配尋申付、 奉行金井國之助に取り調べの上、 外にも筑後町肝煎、 之内より被下置候、猶又近日、御家老中よりも何れ御評議之上、御褒美在之筈之由被仰渡候」(野附家文書『諸御用控帳』)。 登候節、 右之通差上申候所、 文久三年(一八六三)、水死し、 処理したこととして藩に聞こえた。 御家老中へも申上候所、 追而取調可被申聞候~」。 御同心八人、御帳付二人にも「出精ニ相勤」として御町火消料や御町用金から褒美が出されている。 其節七郎兵衛樣御逢被成、 御満悦被召置候段被仰聞候、 詳細の報告を求めた。「~流寄候を、 流れ着いた女房・子供の死骸を届けないで、 藩ではけしからぬとして、二月二十日、 右之御礼厚被仰、 依之、 年寄・大庄屋九人江壱人二金壱両ツツ御町火消料 其節被仰渡候八、 孰茂穏便二取仕舞候趣相聞、 夫がいずれも貰い受けたことが、 中老酒井兵部と末松十蔵から酒田 各是迄出精二相勤候段、 不埒之儀二付、 先頃罷 穏 右

骸八同月廿五日能登興屋地方江流れ寄候を、 房之死骸八其後高野濱上御米置場下江流寄候を、 この事件の内容は、 「酒田六軒小路 源八 是又貰請、 右女房並同人子三歳二相成候小児共、 同所之者見当り、 孰茂穏便二取仕舞候趣、 其場江埋置候を源八聞及ひ、 相聞候事」。 先月十四日之夜水死い (野附家文書 右死骸貰請 「酒田町組米 たし、 小児之死 女